

見積参加者選考調書(特定随意契約用)

調達件名	エドウィン・ダン記念館説明案内業務
発注課	南区土木部維持管理課
選定事業者	エドウィン・ダンの会
随意契約の理由(相手方を特定した理由を含む)	
<p>当団体は、エドウィン・ダンおよび北海道開拓当時の知識が豊富であり、かつ真駒内地域の歴史に精通しており、エドウィン・ダン記念館において、館内展示物およびエドウィン・ダンについての説明案内等を的確に履行できる唯一の団体(「エドウィン・ダンの会」(参加資格者外))であり、令和元年度の契約期間中においても、誠実な契約履行がおこなわれていたと認められるため。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決定日	令和2年2月17日